

外務省は、3月9日付で、スイス、スペイン、ドイツ及びフランスに対する感染症危険情報を出しました。

レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

危険レベル・ポイント

【危険度】

●スイス、スペイン、ドイツ及びフランス全土

レベル1：十分注意してください。（新規）

感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T054.html#ad-image-0

JSAF/ACEJ では、引き続き、パートナー機関及び政府・自治体及び保健当局からの最新情報に基づき、行動していきます。